

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

重点事項通番: 36

管理番号	2	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
------	---	------	--------	------	-----

提案事項 (事項名)	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲
---------------	----------------------

提案団体	佐賀県
------	-----

制度の所管・関係府省	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省
------------	---------------------

## 求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要となる税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前でかつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

### 【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われている日本のビジネスジェット環境の改善につなげるものである。

### 【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

### 【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

## 根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条

関税法第15条の3

検疫法第4条

植物防疫法第6条、第8条

家畜伝染病予防法第38条、第40条

1. 財務省は出入国(CIQ)手続きの内、税関に関する業務を所管していますが、国際ビジネス機を含め、地方空港における出入国旅客等の携帯品検査については、これまですべからく近隣官署からの職員の応援派遣により、税関手続に支障の生じることのないよう臨機応変に対応してきております。また、政府は、現在、観光立国実現に向け、訪日外国人旅行者の増加に対応できるよう、税関の物的・人的体制の整備を進めており、本年7月1日の閣議において、地方空港における税関体制整備のため14名の新規緊急増員が決定されたところです。

2. 一方、今般の提案については、税関業務はまさに国の治安、国民の生命・安全等に関わる公権力の行使であり、その高度な専門性・特殊性に鑑み、国家公務員たる税関職員が関税関係法令等に基づき全国一律に対応すべきものであり、具体的には以下の理由により、地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。

- 税関においては旅客及び乗組員の携帯品の迅速な通関に努める一方で、覚醒剤等の不正薬物や銃砲・知的財産侵害物品等の密輸出入防止、国連安保理決議等による規制の適正な執行、また、国税である關稅等の適正かつ公平な賦課・徵収の実現といった専門性の極めて高い業務を全国的に同等なレベルを確保しつつ遂行しているところです。例えば、關稅法違反に係る犯則事件の調査にあたっては、差押えや調書の作成、検察官への告発などを行っています。このような業務はまさに国の治安、国民の生命・安全等に関わる公権力の行使であり、モノに関する高度の専門知識、密輸取締情報に基づくリスクマネジメント等の専門的知識・能力を要するものです。
- 税関職員は關稅等の徵収、不正薬物の取締等の多岐にわたる業務に携わっていく中で高度な専門性を身に付けていくところ、地方自治体の職員が国からのマニュアル提供や地方自治体からの研修派遣だけで、税関職員同様の高いレベルの業務遂行ができる人材の確保・育成は困難と考えます。したがって、税関業務の地方自治体への委譲は出入国手続の迅速化・円滑化の効果的な実現につながらないと考えます。
- また、旅客の携帯品に係る通関業務は、国家間の密輸情報の交換といった国際的・外交的業務をも踏まえて行われるものであり、關稅関係法令違反が発見された場合には、犯則調査に繋がり、都道府県を跨ぐ広域的な業務運営・執行に繋がりうることから、その業務権限を地方自治体に委譲することは適当でないと考えます。
- さらに、旅客の携帯品を含む国際的なモノの移動については、日本が締約国であるWTO協定において、各締約国は、すべての貿易関連の法令、判決及び決定を一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない(GATT第10条3項(a))旨、国際約束として規定されています。
- なお、国際ビジネス機の旅客は「社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がはっきりしており、搭乗人数も少ない」ことから「県の体制でも出入国者等を管理できる」との前提については、税関の業務は、關稅法15条の3に基づく入港手続だけでなく、旅客の携帯品に対する關稅等の徵稅、水際取締等多岐にわたっており、たとえ社会的地位や知名度が高いことや搭乗人数が少ないとあって、密輸等のリスクが低いとは一概にはいえません。
- 特に、航空機旅客による覚醒剤の密輸入押収量が4年連続200kgを超え、平成25年においては過去最高を記録するなど深刻な状況である中で、日本国内における治安及び貿易秩序の維持、安全・安心な国づくり、国際的な観光促進のためには、水際におけるこれらの業務水準をより一層高いレベルで維持する必要があり、今後も引き続き、税関業務のプロフェッショナルである税関職員が關稅関係法令等に基づき全国一律に対応すべきものであり、地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○専門性については、例えば、税関職員OBを当県で雇用することや、職員の研修派遣等により習得できると考えており、事務上クリアできる問題である。

○法令違反を発見した場合には、県が直ちに関係機関へ情報提供、協力をすることは当然である。公権力の行使の際たるものといえる警察行政・麻薬取締行政においても、国家公務員と地方公務員が協力して、捜査を行うことも規定されている。こうしたことから、「犯則調査に繋がり、都道府県を跨ぐ広域的な業務運営・執行に繋がりうることをもって、移譲することが適當ではないとは言えない。

○WTO協定については、移譲後の事務を法定受託事務としてことで条約上の履行義務を達成できるものと思われる。

○当県提案は、国家公務員の増員が容易ではない現状で、LCCの台頭などにより増加する国際定期便に対応するため羽田空港・成田空港等におけるCIQ体制の充実が国家としては優先順位が高いことを認識しつつ、地方空港における不定期かつ小規模な国際ビジネス機受入については、意欲ある地方自治体が行うことにより、国全体の目標である日本再興戦略、観光立国の実現を図るものであり、当県提案のこうした意図を受け止めていただき、前向きな検討をお願いしたい。

## 全国知事会からの意見

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 佐賀県が懸念している休日や深夜、早朝のビジネスジェットの受入れや、直前での到着時間の変更に対して、万全な対応を確約できるかについて、具体的にお示しいただきたい。
- CIQ業務の経験を積んだ国家公務員退職者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジェット機のCIQ対応を都道府県に法定受託事務として移譲すべき方法も検討すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 各府省からの第2次回答

### 回答区分 C 対応不可

- 税関では、国際ビジネス機の受入につき、現行でも、以下の通り臨機応変に対応できる体制を整備しており、権限の委譲は適切ではないと考えます。
  - ・税関では、佐賀空港から車で1時間程度の距離にある三池税関支署や久留米出張所などの近隣官署に、空港業務に対応可能な職員を26名配置しています。
  - ・また、税関担当者の携帯電話番号を航空会社等に周知しているほか、税関事務所への電話連絡は職員が不在であっても税関担当者の携帯電話に転送されるシステムとなっているなど、いつでも、直接、税関担当者と連絡が取れる体制を整えており、休日や深夜、早朝の国際ビジネス機の受入や直前での到着時間の変更であっても、税関は国際ビジネス機の到着時間に合わせ体制を整えることが十分可能です。
- 以上の通り、権限委譲は適切ではないと考えますが、いただいた意見に対する考え方は以下の通りです。
  - ・税関退職者を活用し、研修等により能力維持を図る場合でも、税関の指揮・命令を受けない地方公共団体職員が空港の税関業務を行う場合、税関が外国税関当局から入手した情報の活用や都道府県を跨ぐ犯則調査等の円滑な遂行に支障が生じ、当該空港を狙った不正薬物等の密輸増加が懸念されます。
  - ・法令違反を発見した場合、発見した機関が関係機関へ情報提供、協力を行うのは当然ですが、発見した機関が責任を持ってその後の犯則調査を行う必要があるものと考えます。
  - ・WTO協定上の履行義務を達成できるかどうかは、法定受託事務とするかどうかではなく、全国統一的に同等なレベルの税関業務を確保できるかどうかによります。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

### 4【財務省】

#### (1) 関税法(昭29法61)

国際ビジネス機の受入れに伴い、出入国の際に必要となる税関・出入国管理・検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。

また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 財務省 最終的な調整結果

管理番号	705	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限移譲				
提案団体	鹿児島県				
制度の所管・関係府省					
国土交通省、財務省					

### 求める措置の具体的内容

不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の嘱託を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【権限移譲の必要性】

##### 1 国有財産法に基づく県の事務

都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。

##### 2 不動産登記法に基づく県の事務

都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っている。

##### 3 河川法に基づく市町村の事務

市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を行っている。  
市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱託等の事務も市町村が行うことが効率的である。

1と2の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。

#### 【当県における事務の実績】

##### 1 国有財産法に基づく県の事務

平成22年度から平成24年度：実績なし

##### 2 不動産登記法に基づく県の事務

平成23年度：16件、平成24年度：14件

#### 【特例条例による市町村への移譲状況】

本県内：1、2ともに42市町村中、32市町村（76.2%）

全国：国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県

### 根拠法令等

河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号ヲ、不動産登記法116条

## 各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

- ・権限移譲の提案のあった事務は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号ヲに基づき、準用河川の用に供する国有財産で国土交通省所管のものの取得、維持、保存、運用及び処分については都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第一号法定受託事務に位置付けられている。
- ・都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2の規定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることから、現行の法令の規定により対応可能である(条例による事務処理特例)。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

準用河川の機能維持の事務は、河川法に基づき、河川管理者である市町村が行っている。

一方、準用河川の敷地は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成12年法律第87号)(以下「分権一括法」という。)により国有財産と市町村の公有財産とが混在する状況となっており、このうち、国有財産の部分については、国有財産法及び同法施行令に基づき、都道府県がその事務を行うこととされているため、準用河川敷地の財産管理者が都道府県と市町村の両方が存在する状況であり、地元住民にとって主体が分かりにくい状況にある。

このように、市町村は準用河川の財産管理者と河川管理者としての2つの側面を有していることや、河川管理者として都道府県よりも準用河川の状況をより把握していることから、市町村が準用河川の機能管理と併せて財産管理もすべて担うことが効率的である。

また、住民側からの境界立会等の要請の際、前述のとおり、主体が分かりにくいとの意見もあり、準用河川の財産管理と機能管理を市町村が一体的に行うことにより、住民の利便性の向上につながることから、権限移譲をすべきであると考える。

## 全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限を市町村に移譲するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。

なお、移譲する場合には、都道府県がこれまでに行ってきました境界立会の記録及び所有権保存登記等の資料等をすべて市へ引き継ぐこと。ただし、それらが電子化されているものであれば、市の既存システムに流用ができるかを確認し、できない場合は新しい管理システムの導入について協議・検討すること。

## 各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

・地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に規定する「条例による事務処理の特例制度」を活用することにより対応可能であるとの第1次回答に対し、現在事務を行っている提案団体及び全国知事会からの意見では、制度改革による市町村への移譲を求める一方で、移譲の対象となる全国市長会からは、市への移譲については手挙げ方式による移譲とするよう求められている。

・「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。

・権限移譲を進めることに異存はないが、本提案については、全国市長会からの意見(手挙げ方式による移譲(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲))も踏まえれば、都道府県と市町村の合意の上で進

めることが適當と考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適當であると考える。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 財務省 最終的な調整結果

管理番号	681	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	地方債の財政融資金借入に係る提出書類の簡素化				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省	財務省				

### 求める措置の具体的な内容

財政融資金の借入にあたって、財務事務所への提出書類の簡素化

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地方債の発行にあたっては、地方の自主性をより高める観点に立って導入された地方債協議制度に則つて、各団体で適債性や充当事業の進捗状況を責任もって判断した上で総務省との協議等を経るなど、地方財政法に基づいた適正な手続きを踏んでいるが、財政融資金の借入にあたっては、充当対象事業の説明を詳細に行うための書類の提出が財務事務所から求められており、事務負担が増大している。  
借入時の提出書類を簡素化することにより、さらなる自主的かつ効率的な運用が可能となる。  
具体的には、申込書(公印付きのあたま紙)以外の全ての書類を廃止いただきたいが、現実的に困難であれば、申込書以外の書類の記載項目を減らし、統合することを提案する。

【書類の廃止・統合が可能と考える理由】  
総務省との協議等を経るなどの適正な手続きに則っていることや、財務省としても貸付先の償還確実性を考慮して貸付を行っていることを踏まえれば、事業の詳細な説明を地方に求める必要性や合理性は乏しいのではないかと考える。事業の概要のみ把握するという観点から、必要事項を絞って書式を最小限に統一することが可能ではないか。

### 根拠法令等

財政融資金の管理及び運用の手続に関する規則第14条他

財融資金の貸付に際しては、財政融資資金の管理及び運用の手続きに関する規則により、地方公共団体は、普通地方長期資金等の貸付けを受けようとする場合には、申込書に下記の書類を添えて提出することになっている。

- ・貸付対象事業に係る地方債の記載の目的、限度額、起債の方法、利率 及び償還の方法を定めた予算の抜粋
- ・貸付対象事業に係る事業費支出状況調
- ・貸付対象事業に係る事業実施調書

総務省との協議時点においては、事業内容が計画段階であること等により、実際の貸付内容においては変更が生じる場合がある。これらを踏まえ、貸し手として、適債性の確認等を行う観点から、必要最小限の上記書類の提出を求めているところ。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方債協議制度の趣旨を踏まえ、財政融資資金の貸付けにあたっても地方の判断を尊重した運用が行われるべきである。例えば、民間資金の借入にあたっては充当事業の説明を要しないことからも、適債性の確認は地方の自主性に任されていると考えられ、地方分権の推進に逆行しているという見方もできる。

このことから考えれば、全ての書類を廃止いただきたいが、そうは言っても、財政投融資資金の貸付先の決定という公共的な性格も踏まえれば貸付対象事業について一切確認しないわけにもいかないということを踏まえ、事業の概要のみを把握するための必要最小限の書類にとどめることを提案する。当然、必要な規則の改正は行っていただきたい。

本市としては、必要最小限の書類とは次の範囲と考える。これ以外の添付書類は、各財務事務所で独自に追加しているものも含めて全て廃止していただきたい。

- ・借入申込書
- ・事業費支出状況調(契約相手方・契約年月日・工期・都道府県支出金の内容・補助率を削除し、事業名と、事業費の支出状況及び財源内訳のみを記載する様式に変更)

※補足資料「財政融資借入書類の縮減案」

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

#### 回答区分 A 実施

融資審査の手続きを簡素化・効率化すべきとのご要望の趣旨は理解するところであり、ご要望の内容を十分に踏まえ、財務省として、必要最低限かつ効率的な融資審査とするよう取り組む所存である。

具体的には、省令改正により、事業費支出状況調からの契約相手方・契約年月日の削除、事業費支出状況調と事業実施調書の統合による提出書類の削減などにより、地方公共団体の事務負担の軽減を図ることとしたい。

ただし、財政融資資金については、財政融資資金法の「確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする」との規定に則った運用を行う必要があり、これを担保するため最低限必要な書類は、融資審査にあたって求めることとする。

地方公共団体は、地方債を起債するにあたり、総務省に協議し、財務省は、総務省が地方公共団体に同意するにあたり、総務省からの協議を受け同意しているが、その時点では、起債額等、起債事業に係る各種情報は予定情報にとどまる。財務省としては、法の規定に則った運用となっているかどうか、実際に融資実行段階で、確定情報に基づき、審査を行う責務がある。

実際、この融資審査段階で、法令に合致しない融資対象が申請され、財務省が借入申込の訂正を求める事例が散見されている。このような地方公共団体の法令に合致しない運用が事前に回避されれば、結果的に地方公共団体の負担軽減に資するものと考えられる。

#### 平成26年の方針からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

##### 6【財務省】

###### (1)財政融資資金法(昭26法100)

財政融資資金の借入に係る財務大臣への申込み(財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭49大蔵省令42)29条)については、融資審査の手續を簡素化・効率化するため、提出書類について削減等の見直しを行う。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 財務省 最終的な調整結果

管理番号	773	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

### 求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)  
事業者等への立入検査、報告徴収  
事業者等への指導、助言  
事業者等への勧告、公表、命令

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行・支障事例】

本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

#### 【改正による効果】

都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。

### 根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

## 全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

本法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

## 4【財務省】

(4)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)

特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 財務省 最終的な調整結果

管理番号	974	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

### 求める措置の具体的内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。  
事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

### 根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条

## 各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、各国税局(税務署)に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

## 全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【財務省】

(4)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)

特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年内に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 財務省 最終的な調整結果

管理番号	978	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

### 求める措置の具体的内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。  
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。  
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくく状況にある。  
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。  
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。  
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

### 根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条

## 各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者: 74、371者、自主回収認定業者: 70者(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))

## 全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。

## 各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【財務省】

(4)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)

特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 財務省 最終的な調整結果

管理番号	775	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

### 求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)
事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、公表、助言
事業者等への勧告、命令

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行・支障事例】

本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

#### 【改正による効果】

都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行ふにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

### 根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条
------------------------------------

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。  
これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【財務省】

(5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)  
食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 財務省 最終的な調整結果

管理番号	975	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

### 求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。

事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

### 根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項

## 各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、各国税局(税務署)に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

## 全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【財務省】

(5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)

食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 財務省 最終的な調整結果

管理番号	979	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

### 求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。  
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。  
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくく状況にある。  
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。  
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。  
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

### 根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【財務省】

(5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)

食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 財務省 最終的な調整結果

管理番号	776	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)  
事業者等への立入検査、報告徴収  
事業者等への指導、助言  
事業者等への勧告、公表、命令

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行・支障事例】

本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

#### 【改正による効果】

都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行いうにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。

### 根拠法令等

資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条

## 各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

同法の目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。

なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

## 全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本法は、製造事業者等が全国単位で3Rを実施することを目的としたものであり、製造事業者等における義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは、同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないことから、移譲の対象とはできない。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

### 4【財務省】

(3)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)

特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 財務省 最終的な調整結果

管理番号	368	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興					
提案事項 (事項名)	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲									
提案団体	九州地方知事会									
制度の所管・関係府省										
経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省										

### 求める措置の具体的内容

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。

これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。

【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネ診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。

【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とができる。

### 根拠法令等

エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

エネルギーの使用合理化に関する事務については、情報の一元的管理及び全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、国が実施することが適當である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

今回、提案している権限移譲は、並行権限による付与を前提としているため、御指摘されているような情報の一元的管理及び全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性からの懸念は解消されると考える。

全国知事会からの意見

- ・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。
- ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
- ・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したもの。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び統一的な基準に基づく運用は必須である。

また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上で事務を実施することが不可能となることから、移譲の対象とはできない。

今回の九州知事会の提案のように、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、また、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【財務省】

(2)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)

特定事業者等(事業所等が同一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。